

各 位

学校法人法政大学
コンプライアンス・リスク管理担当理事
(内部通報 通報処理責任者)

公益通報者保護法及び学校法人法政大学の内部通報対応体制について(お知らせ)

2022 年 6 月 1 日付で、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(以下、「法」といいます。)が施行され、事業者には、内部通報対応体制の整備と、必要な措置をとることが義務付けられました。

これを受けまして、法の趣旨や学校法人法政大学(以下、「本法人」といいます。)における内部通報対応体制について、みなさまにお知らせいたします。

◇公益通報とは

企業による一定の違法行為などを、労働者が企業内の通報窓口や外部のしかるべき機関に通報することを「公益通報」といいます。

◇公益通報者保護法とは

公益通報を行った労働者が、通報したことを理由に解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、通報者を保護するための法律です。事業者は法を踏まえ、内部通報制度の仕組みを整備するとともに、適切に運用することが求められています。

◇法改正のポイント

①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

→ 公益通報対応体制整備義務と、公益通報対応業務従事者指定義務の創設

②行政機関等への通報を行いやすく

→ 行政機関公益通報、外部公益通報の保護要件の緩和

③通報者がより保護されやすく

→ 公益通報者として保護される者の拡大、公益通報として保護される通報対象事実の拡大
公益通報者としての保護の内容の拡大

という3つのコンセプトに基づき、改正されました。

◇本法人の内部通報対応体制

本法人では、法改正の内容を反映し、「学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程」(以下、「規程」といいます。)を、2022 年 4 月 1 日付けで改正しました。ここでは、本法人の内部通報対応体制について概要をお示するとともに、主な改正点に下線を引き、赤字で説明を記載します。

＜内部通報の対象＞ …規程第2条

本法人の業務や組織または理事・教職員に法令違反行為が生じている、またはまさに生じようとしていることについて、本法人の「通報受付窓口」に行う通報が対象となります。

※ただし、「ハラスメントに関する通報」、「公的研究補助金等の不正使用に関する通報」及び「研究活動上の不正行為に関する告発」は当制度とは別の取り扱いとなります。また、「学生が当事者となる不法行為・不正行為等に関する相談」は各キャンパス学生センターが、大学院生・生徒が当事者となる場合の相談については、それぞれの所属先が窓口となります。

＜通報を行うことができる者＞ …規程第3条

- (1) 本法人の役員及び教職員(名称の如何を問わず本法人と雇用関係を有する方を含みます)
- (2) 本法人の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者
- (3) 本法人に在籍する大学院生、学生、生徒
- (4) 通報日の前1年以内において上記(1)～(3)のいずれかであった方(退職後1年以内の方)
⇒新たに、退職後1年以内の方も通報できるようになりました。

<通報の方法及び通報の受付> ……**規程第4条、第5条**

「通報受付シート」により、原則として、通報者(ご自身)の氏名及び所属部署等を記入したうえで、郵送、FAX または電子メールにより通報してください。氏名等の記入がない通報については、通報受付窓口からの通知や連絡ができない場合があります。

⇒氏名及び所属部署等の記入は、必須事項から「原則」に変更となりました。

※ただし、氏名等の記入がない通報については、通報受付窓口からの通知や連絡ができない場合があります。

- 学内通報受付窓口…学校法人法政大学 総務部総務課法務・コンプライアンス担当
- 学外通報受付窓口…国広総合法律事務所 弁護士(法政大学内部通報担当)

通報受付窓口の詳細や「通報受付シート」については、本法人の HP をご参照ください。

<https://www.hosei.ac.jp/hosei/torikumi/naibutsuho/>

<通報者の保護、通報者の探索防止> ……**規程第16条、19条、20条**

通報者は通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益な取扱い(降格、減給、派遣労働者の交代を求めること、処分、損害賠償請求等)および嫌がらせを受けることはありません。万一、不利益な取扱いを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、調査のうえ、本法人はその行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させます。また、その行為者が教職員の場合は、本法人の学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分の検討を行います。役員もこれに準じます。

また、教職員等は、通報妨害や調査妨害を行った場合、学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分が検討されます。通報者の特定を試みる行為も通報妨害や調査妨害に該当します。

⇒通報者への不利益な取扱いに、損害賠償請求を追加いたしました。また、不利益な取扱いの行為者が役員の場合の対応も新たに定め、通報者を保護します。さらに、通報者の探索防止措置も講じます。

<個人情報・通報内容等の守秘> ……**規程第17条、8条**

調査等の対応上必要最小限の範囲での開示または共有を行う場合を除き、通報者の氏名や所属等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査等の内容および調査等の結果等を他に開示することはありません。

なお、通報処理責任者は、通報対応業務に従事する者のうち、通報者を把握する者(受付窓口の監査室および弁護士、調査委員会委員等)を、「公益通報対応業務従事者」(以下「従事者」といいます。)として定めます。

⇒通報対応業務に関与した者の守秘義務について、必要最小限の範囲外の開示または共有の禁止を規定いたしました。なお、通報処理責任者は、従事者を明確に定め、従事者は、通報者を特定させる事項について、刑事罰で担保された守秘義務を負うことになりました。

<質問・相談への対応> ……**規程第21条第2項**

総務部総務課法務・コンプライアンス担当は通報対応体制の仕組みや通報者に対する不利益取扱いに関する質問及び相談に対応しています。

⇒従来から内部通報に関する質問や相談に対応してきましたが、みなさまに十分認識していただくため、これまで以上に適時に情報提供できるよう努めます。

内部通報制度は、本法人の問題の早期発見、被害の発生・拡大を防止し、組織の自浄作用を高めていくための重要なツールです。今後とも、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【添付資料】

- 1 学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程

【本法人 HP】

<https://www.hosei.ac.jp/hosei/torikumi/naibutsuho/>

【消費者庁 HP】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/

学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程

規定第1036号

一部改正 2016年 4月 1日 2017年 3月 3日
2017年11月 8日 2022年 4月 1日
2024年 6月 1日 2025年 6月12日

(趣旨)

第1条 この規程は公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人法政大学（付属校を含む、以下「本法人」という。）における内部通報（以下「通報」という。）の処理体制及び内部通報者（以下「通報者」という。）の保護、その他必要な事項について定める。

(通報)

第2条 この規程における通報とは、本条第2項から第4項に規定する通報以外の通報で、本法人の業務若しくは組織又は理事若しくは教職員に法令違反行為が生じており、又はまさに生じようとしていることに関して、本法人が設置する通報受付窓口に対してなされる通報をいう。

2 本法人におけるハラスメントに関する通報は、「ハラスメント防止・対策規程」により対応する。

3 公的研究補助金等の不正使用に関する通報は、「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」により対応する。

4 研究活動上の不正行為に関する告発は、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」により対応する。

(通報者)

第3条 この規程において通報を行うことができる者は、次の各号に定める者（以下、まとめて「教職員等」という。）とする。

- (1) 本法人の役員及び教職員（名称の如何を問わず本法人と雇用関係を有する者を含む）
- (2) 本法人の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者
- (3) 本法人に在籍する大学院生、学生、生徒
- (4) 通報日の前1年以内において前各号のいずれかであった者

(通報受付窓口)

第4条 通報の受付窓口は総務部総務課及び総長の指定する弁護士（以下「弁護士」という。）とする。

2 通報を受けた弁護士は、総務部総務課に対し通報内容を連絡する。

3 通報を受け付けたときは、総務部総務課は、通報者に対し、文書によりすみやかに通報を受け付けた旨を通知する。なお、弁護士を受付窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に文書によりすみやかに通報を受け付けた旨を通知するものとする。

(通報方法)

第5条 通報は、原則として氏名及び所属部署等（以下「氏名等」という。）を記入のうえ、文書又は電子メールにより行うものとする。なお、氏名等の記入がない通報については、第15条に基づく通報受付窓口から通報者への通知及び連絡はできない場合がある。

(通報の誠実性)

第6条 通報者は、虚偽の通報や個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗中傷を目的とする通報、その他誠実性を欠く通報（以下「不当通報」という。）を行ってはならない。

2 不当通報は、この規程に基づく通報には該当しないものとする。

(通報処理責任者)

第7条 通報の処理を統括するために通報処理責任者を置き、コンプライアンス・リスク管理担当理事がこれを担当する。

2 理事の法令違反行為に関する事項の場合の通報処理責任者は、監事のうち1名とする。この場合、通報処理責任者となる監事は、監事の互選によってこれを定める。

(従事者の定め)

第8条 通報処理責任者は、通報の受付、調査、是正措置の全部又は一部の業務（以下「通報対応業務」という。）に従事する者で、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者を、公益通報者保護法第11条第1項が規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

2 前項に基づいて従事者を定めた場合、通報処理責任者は、当該従事者に対し、書面等によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

(利益相反の排除)

第9条 通報処理責任者は、通報された事案に関係する者等、公正な通報対応業務の実施を阻害するおそれのある者を通報対応業務に関与させてはならない。

(予備調査の開始)

第10条 総務部総務課は、通報を受け付けたとき又は弁護士から通報を受けた旨の連絡があったときは、通報処理責任者にその旨を報告し、通報処理責任者は、総長に報告する。

2 通報処理責任者は、前項の報告により調査が必要であると判断した場合には、総務部総務課に対し、通報対象事実の確認、証拠資料の確保等の予備調査の開始を指示する。この場合において、総務部総務課は、予備調査に際し関連部局の協力を求めることができる。

3 総務部総務課は、予備調査にあたっては、通報者、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

4 総務部総務課は、予備調査の結果を直ちに通報処理責任者に報告しなければならない。

(調査委員会)

第11条 通報処理責任者は、前条第4項の報告により予備調査の結果を判断し、必要と認めた場合には、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 通報処理責任者

(2) 専任教職員の中から 2名以上4名以内

(3) その他総長が必要と認めて指名した者

3 委員会には委員長を置き、前項第1号の委員をもってこれに充てる。

4 委員会において決するべき事項が生じた場合には、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員会は、事実関係の調査を行い、法令違反行為等の有無を検討する。

6 委員長は、調査の結果を直ちに総長に報告しなければならない。

7 委員会は、調査にあたっては、通報者、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

8 委員会の事務局は総務部総務課とする。

(調査協力義務)

第12条 予備調査及び調査（以下「調査等」という。）を受ける教職員等（以下「被調査者」という。）は、調査等に協力をする義務を負うものとする。

2 被調査者は、調査等にあたって、事実の隠匿若しくは歪曲又は虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。

(監督官庁等への報告)

第13条 調査等により法令違反行為が判明したときは、総長は、必要に応じて監督官庁等に対し、当該調査等の結果の報告を行う。

(是正措置)

第14条 調査等の結果、通報対象事実があると認められるときは、総長は、当該事実が発生した又は発生するおそれのある組織を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対して是正措置及び再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）の実施を求める。

2 担当理事は、是正措置等の実施方針を策定し、総長に報告しなければならない。

3 通報者その他利害関係人より、是正措置等が適切に機能していない旨の通知又は指摘があった場合、

総長は、当該事実を確認の上、担当理事に対し、再度の是正措置等の実施を求める。

（通報者への連絡）

第15条 総務部総務課は、通報者に対して、通報された教職員等その他利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に十分に配慮しつつ、調査等の結果及び総長に提出された是正措置等を文書により遅滞なく通知するものとする。なお、弁護士を通報受付窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に通知するものとする。

（通報者等の保護）

第16条 本法人及び本法人の教職員は、通報を行った教職員等に対し、通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を要求すること、処分、損害賠償請求等）及び嫌がらせ（以下あわせて「不利益取扱い」という。）を行ってはならない。

2 不利益取扱いを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、総務部総務課は、関連部局と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を総長に報告する。

3 前項の調査の結果、通報者に対する不利益取扱いが確認された場合は、本法人は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が教職員の場合は、学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分の検討を行う。なお、役員もこれに準ずる。

（通報対応業務に関与した者の守秘義務）

第17条 委員会の委員その他通報対応業務に関与した者は、調査等の対応上必要最小限の範囲での開示又は共有を行う場合を除き、通報者の氏名や所属等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査等の内容及び調査等の結果等を他に開示してはならないものとする。本法人の教職員等でなくなった後も同様とする。

（通報者等の守秘義務）

第18条 通報者は、総務部総務課又は弁護士から通知された調査結果等の情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

2 被調査者は、調査の事実、質問内容、回答内容その他の調査によって知り得た情報を第三者に開示してはならない。

（通報妨害・調査妨害の禁止）

第19条 教職員等は、次の各号に定めることを行ってはならない。

- （1）通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査等の妨げとなる行為（第12条第2項に定める不正行為を含む）
- （2）通報受付窓口に通報しようとすることを妨げる行為
- （3）通報者の特定を試みる行為

（守秘義務違反等への対応）

第20条 前三条に抵触又は違反する行為が確認された場合、本法人は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が教職員の場合は、学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分の検討を行う。なお、役員もこれに準ずる。

（教育・周知）

第21条 通報処理責任者である理事は、公益通報者保護法及び本法人の通報対応体制について、教職員等に対する教育・周知を実施する。

2 総務部総務課は、通報対応体制の仕組みや通報者に対する不利益取扱いに関する質問及び相談に対応する。

（運用実績の開示）

第22条 通報処理責任者である理事は、通報受付窓口に寄せられた通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、本法人の役員及び教職員に開示する。

付 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から制定し施行する。
- 2 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2017年3月3日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2017年11月8日から一部改正し施行する。（規程改廃について職務権限規程を適用するための改正）
- 5 この規程は、2022年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、2024年6月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、2025年6月12日から一部改正し施行する。

(追59)